

1・2年次保護者様

北海道苫小牧南高等学校長 高橋 昭 仁

令和5年度日本スポーツ振興センター災害共済掛金の納入について

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」は、学校の管理下において生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度です。

本校では毎年多くの生徒が加入しているところですが、この度、令和5年度分の加入についてご案内します。

加入される方は、別紙「加入同意書」に必要事項を記入・押印のうえ、期限までに事務室へ提出してください。
掛金の納入方法は口座振替となりますので、振替日の前日までに口座へ入金をお願いします。

（ただし、今回同意書を提出されない場合で、その後加入を希望される場合は、4月に同意書と現金を納付することで加入することが可能ですが、基本的には今回の口座振替で納付をお願いいたします。）

制度の趣旨や補償内容をご理解いただき、次年度についてもより多くの方にご加入していただけますようお願いいたします。

記

1 加入同意書の提出期限

令和5年（2023年）1月31日（火）

2 加入同意書の提出先

本校事務室

3 加入同意書記載時の留意事項

来年度のクラスは決まっておりませんので、現在の学年・クラスを記載してください。

4 共済掛金の口座振替日

令和5年（2023年）2月27日（月）

5 共済掛金の金額

1,930円（令和4年度と同様）

（口座振替システムの都合上、1,930円を分割して965円が2回引き落とされますのでご了承ください。）

6 振替口座

学校諸費（高等学校等授業料）の振替口座

（授業料や学校諸費（PTA会費等）が引き落としされている通帳口座です）

7 その他

（1）毎月授業料をお支払いいただいている方は授業料も併せて口座振替されます。

（2）加入同意書を提出された方で残高不足等で振替不能となった場合には、後日、本校事務室に現金にて納付していただきます。

8 制度の内容について

※裏面をご覧ください。

担当：事務室 岩佐
TEL：0144-67-2122

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

北海道教育委員会では道立学校に在籍する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度です。（年度中途（5月以降）の加入はできません。）

なお、本校では、保護者から委任を受け、掛金を授業料徴収システムによる口座引き落としにより徴収後、校長が一括して北海道へ納入予定です。

加入同意書の提出後、後日口座から引き落とします。なお、引き落としができなかった場合、別に手続きを行い、学校の窓口で現金による徴収を行う場合があります。また、納付日等については、後日お知らせします。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、御了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和5年（2023年）年1月1日現在のその主な内容は次のとおりです。

1 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円（通学中の災害の場合は半額）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（通学中の災害の場合は半額）
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円（通学中の災害の場合は半額）
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円（通学中の災害の場合も同額）

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ① 授業中 | ④ 通常の経路及び方法による通学中 |
| ② 学校の教育計画に基づく課外指導中 | ⑤ 寄宿舎にあるとき 等 |
| ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合 | |

2 給付に関する注意事項

- (1) 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- (2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは時効によって消滅します。
- (3) 災害共済給付の給付事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において給付を行わない場合があります。
- (4) 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- (5) 高等学校（特別支援学校の高等部及び中等教育学校後期課程を含む。）の生徒が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒が、いじめ、体罰その他の当該生徒の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- (6) 高等学校（特別支援学校の高等部及び中等教育学校後期課程を含む。）の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

※これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。